



共同参画

特集 こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ



刑法性犯罪改正が必要だった理由～罪と恥を加害者に返す

2023年6月16日、刑法性犯罪は不同意性交等罪に変更されるなど、大幅に改正されました。この改正は、性暴力被害者や支援者たちの悲願であり、性被害当事者等の団体や市民団体の運動の成果でもあります。

私は2020年からの約3年間、法務省が設置した刑法改正を議論する専門家会議に参加してきました。

改正の根拠を問うさまざまな議論の中で、「なぜ、刑法改正が必要なのか」と問われるたびに、私の脳裏には、被害を受けた人たちからの異口同音のメッセージが浮かびました。それは、「あなたは悪くないと言われると苦しくなる。私が悪くないのなら、どうして私はこんなに苦しみ、加害者はのうのうと暮らしているの？ どうして私は誰にも助けてもらえないの？」というものです。

レイプや、強制わいせつ、セクシュアル・ハラスメントや盗撮被害、さまざまな形で現れる重大な人権侵害に対して、これまでの司法は適切に対応できてきたとは言えません。

相手の同意のない性行為をただけでは性犯罪が成立せず、暴行・脅迫、心神喪失・抗拒不能という要件が求められてきたからです。しかし、抵抗できない状態だったと認められるハードルは高く、多くの被害者が、あなたの事件は性犯罪ではないと司法から否定されてきました。訴えることにはリスクがあり、被害が知られたときにスティグマを負わされるのも被害者です。それらの犠牲を払って訴えたのに退けられてきた歴史から、被害者は自分が悪かったのではないかという罪の意識を持ち、恥を感じ、孤独に苦しんできました。

対人暴力が発生したにもかかわらず、行為者の責任が追及されないことは、暴力行為を許容することにもつながります。また、被害認定がされないことで被害者が救済されません。

今回の改正により、アルコールや薬物の影響、地位利用など8項目の要件で、被害者が同意しない意思を形成・表明・全うするのが困難な状態にさせ、性的行為に及んだ場合に罰することができるようになりました。要件が明確になったことで、自分の被害が性犯罪だと認識できるようになる人が増えると考えられます。また、「同意しない意思」という文言が入ったことも大きな前進です。同意のない性的行為は被害者の心身を傷つけるものだという、性暴力の本質を捉えられるからです。

今後の課題としては、性的同意に対する人々の意識のアップデートや包括的性教育の実施、司法職員など関係者に立法趣旨と運用改善について周知することがあげられます。何より大切なこととして、被害者を中心とした司法システムと被害者支援体制の連携が必要です。

あなたが悪くないと言うためには、被害救済がなされなければなりません。それは、行為の責任を加害者に問うことです。何が起こったのかを明らかにする中で、同意がなかったこと、同意が出来なかったことが認められれば、罪と恥を加害者に返していくことができるでしょう。被害を受けた方たちに「あなたは悪くない」と示すことができる社会を共に作っていきましょう。



山本 潤
Yamamoto Jun

性暴力被害者支援看護師
(SANE)
一般社団法人Spring幹事
茨城県立医療大学看護学科助教

"Kyodo-sankaku"

共同参画

9

September 2023

Number 170

目次

Contents



今月号の表紙

「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」の特集記事にちなみ、すべての子ども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向けた様々な様子を表現しました。

Special Feature

特集1 Page.2

子ども・若者の性被害防止のための
緊急対策パッケージ

特集2 Page.5

性犯罪に関する法改正等について

Topics

行政施策トピックス1 Page.8

男女共同参画推進連携会議におけるチーム活動報告

行政施策トピックス2 Page.10

「パープル・ライトアップ」実施団体募集

行政施策トピックス3 Page.11

G7広島をジェンダーの観点から改めて振り返る

News & Information

ニュース&インフォメーション Page.12

フリーランス・事業者間取引適正化等法が公布

ほか

公式Facebook



男女共同参画局 Facebook
<https://www.facebook.com/danjokyodosankaku>



公式Twitter



男女共同参画局Twitter
<https://twitter.com/danjokyoku>



公式ホームページ



内閣府男女共同参画局
Gender Equality Bureau Cabinet Office
<https://www.gender.go.jp>



こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

Special
Feature

1

7月26日、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」及び「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」の合同会議を開催し、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を取りまとめました。本パッケージの概要や主な政策について御紹介します。

すべてのこども・若者が安心して過ごすことができる社会の実現に向けて

こどもや若者に対する性犯罪・性暴力は、被害にあった当事者のこころとからだに長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であって、断じて許すことはできません。特に、こどもの性被害は以下のような特徴から、潜在化しやすいと言われています。

- ・こどもは被害にあっても性被害と認識できず、どう対応すればよいかわからない
- ・認識できたとしても周囲の大人に被害を伝えづらく、適切な支援を受けることが難しい

こどもの頃の性被害は、大人になってからも長くそのトラウマに苦しめられることも指摘されています。そして、こどもの性被害はどこでも起こりうる危険性もあります。

性別にかかわらず、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、性被害を受けることなく、安心して過ごすことができる社会を実現するため、この政策パッケージが取りまとめられました。

三つの強化策の確実な実行

本パッケージに基づき、「加害を防止する強化策」「相談・被害申告をしやすくする強化策」「被害者支援の強化策」の三つの強化策を実行していきます。

【1】加害を防止する強化策

- こども・若者の未熟さや立場の弱さを利用した性加害が繰り返されていることを踏まえ、
- 性犯罪に係る改正刑法等の趣旨・内容を広く国民に周知し、厳正に対処します。
 - 親族関係、雇用関係、師弟関係等といった加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯などについて、全国

で取締りを強化します。

また、こどもが長く過ごす場での性被害の未然防止や早期発見のため、

- 日本版DBSの導入に向けた検討を加速します。
- 保育所等における虐待事案に対して通報義務等を設けることを内容とする児童福祉法の改正の検討にも取り組みます。さらに、こどもは被害にあっても性被害と認識できず、どう対処すればよいか分からないという課題に対応するため、
- 学校で性被害防止等を教える「生命(いのち)の安全教育」の全国展開を進めます。
- 小学生や未就学児等を対象としたプライベートゾーン等の啓発キャンペーン活動を実施します。



緊急対策パッケージを説明する小倉大臣

【2】相談・被害申告をしやすくする強化策

保護者などが、こどもの被害に気付くことや適切な対応が難しいという課題への対処として、

- 保護者として身に付けることが望ましい知識を周知します。具体的には、こどもが性被害に遭った際のサインや、こどもから話を聞く場合には、誘導的な質問を繰り返すなどこ

どもに聞きすぎることがこどもの記憶に影響（「記憶の汚染」と呼ばれています。）等を与える場合があることに留意する必要があることを周知します。

- 相談先などを盛り込んだ啓発資料等を作成し、子育て支援の場等を通じて保護者への啓発を進めます。
- 男性の被害に関する誤解などにより、男性や男児は被害にあっても相談しにくいという課題を踏まえて、9月中を目途に「男性・男児のための性暴力被害者ホットライン」（仮称）を開設し、相談を受け付けます。



【3】被害者支援を強化する強化策

こどもに身近な学校等における支援や、医療的支援の充実に取り組むため、

- 児童生徒から相談を受けた際の養護教諭を含む教職員の対応のポイント等の周知します。
- 児童館や放課後児童クラブにおける対応・支援の充実を推進します。
- 受診可能な医療機関リストを整備し関係機関において共有する等の取組の促進、医療機関におけるワンストップ支援センターの認知度向上に取り組みます。

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」の詳細は、男女共同参画局HPでご覧いただけます。

URL

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/measures.html



こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（概要）

令和5年7月26日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議

○弱い立場に置かれたこども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たない
 ○こども・若者は、被害に遭っても、それを性被害であると認識できない、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しい
 →「すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現」のためには、対策の一層の強化が喫緊の課題

I 三つの強化策の確実な実行

1 加害を防止する強化策

- (1) 改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化
 - 性犯罪に係る改正刑法等及びその趣旨・内容の周知、改正後の刑法等の関係法令を踏まえた厳正な対処
 - 加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯（親族関係、雇用関係、師弟関係等）などについて、全国で取締りを強化
 - 「匿名通報事業」に係る対象の変更・拡大及び一層の周知
- (2) 日本版DBSの導入に向けた検討の加速
- (3) 保育所等での虐待防止のための児童福祉法改正の検討
- (4) 児童・生徒等への教育啓発の充実
 - 学校における「生命（いのち）の安全教育」の全国展開
 - 小学生等を対象にプライベートゾーン等の啓発キャンペーン
 - 中高生等を対象とする学校現場での改正刑法等の周知徹底
 - 外部講師の活用等による性と健康に関する教育等の実施
 - eネットキャラバンの講座に係る情報提供の実施

2 相談・被害申告をしやすくする強化策

- (1) 相談窓口の周知広報の強化
- (2) SNS等による相談の推進
 - SNS相談「Cure time（キュアタイム）」
 - こどもの人権相談
 - 親子のための相談LINE等を通じた児童相談所による支援実施
- (3) 子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発
 - 保護者として身に付けることが望ましい知識について周知・啓発（こどもの性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先等）
- (4) 男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設
- (5) 相談・被害申告への適切な対応のための体制整備
 - 児童からの聴取に係る体制等の整備
 - 医師に対する協力謝金の拡充の検討や泌尿器科、肛門科、小児科を含む証拠採取の環境整備

3 被害者支援の強化策

- (1) ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実
- (2) 学校等における支援の充実
 - 児童生徒から相談を受けた際の養護教諭を含む教職員の対応のポイント等の周知
 - 児童館や放課後児童クラブにおける対応・支援の充実
- (3) 医療的支援の充実
 - 受診可能な医療機関リストを整備し関係機関において共有する等の取組の促進、医療機関におけるワンストップ支援センターの認知度向上
- (4) 法的支援の充実
 - 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設に向けた取組
 - 文化芸術分野の契約、ハラメントを含むトラブル等に関する相談窓口

II 緊急啓発期間の実施

政府を挙げた啓発活動を集中実施
 （本年8月～9月）

- ① 加害の抑止（改正刑法等の周知）
- ② 相談窓口の周知
- ③ 被害に気付いた者の適切な対応

III 被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

- 被害当事者や支援者等の意見を継続的に聴取、調査分析等による知見を共有 → 的確な被害実態等の把握
- 不断の検討により、加えて実施すべき施策があれば、果敢に実行

※「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、「子供の性被害防止プラン2022」、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」等の関連施策も着実に実行

緊急啓発期間の実施

こども・若者の性被害の根絶には、社会全体で、こどもや若者への性犯罪・性暴力を断じて許さないという認識を共有することが大切です。そのため、本パッケージにおいて、令和5年8～9月を緊急啓発期間としました。改正刑法等の内容や、被害にあったときの相談窓口の周知等について、政府を挙げて集中的な啓発活動に取り組んでいます。

内閣府では、被害にあった場合に相談することができる相談窓口の周知を図るため、若者が手に取りやすい啓発カードを新たに作成しました（名刺サイズ両面。デザインは裏表紙でもご覧いただけます）。中学生・高校生が参加する行事等やこども・若者が利用する公共施設・商業施設等で配布していただくなど、ご活用ください。

性的な被害、ひとりで悩んでいませんか？

服を脱がされた
水着で隠れる部分（プライベートゾーン）を触られた
下着姿や裸の写真、動画を撮られた、送るよう要求された
飲み物に薬を入れられ、気づいたら性行為をされていた
痴漢にあった

あなたは何かありません。相談できるところがあります。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
はやくワンストップ
#8891

性犯罪被害相談電話（警察）
ハートさん
#8103

チャットで相談
キュアタイム

性犯罪被害相談電話とは
内閣府
男女共同参画局

また、性犯罪・性暴力の被害を受けた際の対応や、身近な人から被害を打ち明けられたときの対応や、気をつけてほしいことなどについてまとめたパンフレットと、こどもの被害について、その特徴や被害を受けたときにこどもが見せるサイン、保護者や周りの大人が身に付けることが望ましい知識についてまとめたパンフレットを作成しました。広報啓発にお役立てください。

啓発カード、パンフレットは以下のページからダウンロードできます。

URL https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#card



性的な被害、ひとりで悩んでいませんか？

警察や児童相談所、そして性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに相談すると「大ごとになってしまう」「周りの人に迷惑をかけてしまう」などと、不安になって相談をためらってしまうこともあるかもしれません。

下記の相談窓口では、専門の相談員が相談を受け付け、相談された方の気持ちを第一に必要なサポートと一緒に考えます。プライバシーに配慮し、秘密は厳守します。ひとりで悩まず、安心して相談してください。年齢・性別を問わず、相談できます。

相談先はこちら。

<性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター>
「#8891（はやくワンストップ）」

URL https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html



<性暴力に関するSNS相談「Cure time」（キュアタイム）>

URL <https://curetime.jp/>



<性犯罪被害相談電話全国共通番号>
「#8103（ハートさん）」

URL <https://www.npa.go.jp/higaisya/seihanzai/seihanzai.html>



性的虐待による被害等を受けた児童に関する通告・相談はこちら。

<児童相談所虐待対応ダイヤル>
「189（いちはやく）」

URL <https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/gyakutai-taiou-dial/>



「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(令和5年法律第66号)及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」(令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。)が、令和5年6月16日に成立、同月23日に公布され、一部の規定を除き、同年7月13日から施行されました。

以下では、これらの法律による性犯罪に関する規定の改正のポイントを概説します。

【1】 強制性交等罪は「不同意性交等罪」になりました！

「暴行」・「脅迫」・「障害」・「アルコール」・「薬物」・「フリーズ」・「虐待」・「立場による影響力」などが原因となって、

同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態

Noと思うこと

Noと言うこと

Noをつらぬくこと

で、性交等やわいせつな行為をすると、
「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。

改正前の刑法の強制性交等罪や準強制性交等罪などでは、要件として、「暴行」・「脅迫」、「心神喪失」・「抗拒不能」が定められていました。しかし、このような規定では、それらの要件の解釈により犯罪の成否の判断にばらつきが生じてしまう余地があるのではないかといった指摘がされていました。

今回の改正では、こうした指摘を踏まえて、強制性交等罪・準強制性交等罪及び強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪が「不同意性交等罪」・「不同意わいせつ罪」に改められ、「同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態」が中核的な要件として定められました。また、被害者がそのような状態にあったかどうかの判断を行いやすくするため、その原因となり得る行為や事由についても、具体的に列挙されました。

列挙されたのは、「暴行」や「脅迫」のほか、例えば、「障害」、「アルコール」、「薬物」、「フリーズ」、「虐待」、「立場

による影響力」などです。また、これらの行為・事由は、それ自体の程度は問わないこととされており、そうした行為・事由の程度がどのようなものであれ、それらが原因となって、被害者が「同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態」となり、そのような状態で性的行為がなされた場合には、これらの罪が成立することとなります。

不同意性交等罪・不同意わいせつ罪は、改正前と比べて、より明確で、判断にばらつきが生じない規定となったことで、本来処罰されるべき行為がよりの確に処罰されるようになると考えられます。

また、今回の改正では、これまで、わいせつな行為として強制わいせつ罪によって処罰されていた、身体の一部や物を肛門や膣に挿入する行為について、「性交等」として不同意性交等罪によって処罰することとされました。

さらに、これまでも一般的な理解として、配偶者同士

でも不同意性交等罪や不同意わいせつ罪が成立し得るとされていましたが、今回の改正では、この点を確信的に

明らかにするため、「婚姻関係の有無にかかわらず」、これらの罪が成立することが条文上明確に規定されました。

【2】 いわゆる性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられました！

16歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます(※)。

(※) 相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

今回の改正では、若年者の未熟さにつけ込んだ性犯罪を抑止するための規定の整備も行われました。

その一つが、いわゆる性交同意年齢の引上げです。

改正前の刑法では、13歳未満の人に対して性的行為をした場合、「暴行」や「脅迫」などがなく、その人が性的行為に同意しているように見える場合であっても、一律に、強制性交等罪や強制わいせつ罪として処罰することとされていましたが、今回の改正では、この年齢が「16歳未満」に引き上げられました。これにより、16歳未満

の人に性交等やわいせつな行為を行った場合、それ自体が処罰の対象となります。

なお、(※)にあるとおり、13歳以上16歳未満の人に対して性的行為が行われた場合、この規定によって処罰されるのは、その行為をした人が5歳以上年長のときですが、年齢差が4歳以下の場合であっても、【1】の要件を満たす場合には、不同意性交等罪や不同意わいせつ罪が成立します。

【3】 わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪です！

16歳未満の子どもに対して、次の行為をすると、処罰されます(※)。

- ① わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すと言うなどして、会うことを要求する
- ② その要求の結果、わいせつ目的で会う
- ③ 性的な画像を撮影して送信することを要求する

(※) 相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

また、若年者の性被害を未然に防止するため、刑法に面会要求などの罪が新設されました。

①は、16歳未満の人に対して、わいせつの目的で、うそをついたり、金銭・物品を渡すことを約束するなどの不当な手段を用いて、面会を要求する行為を、②は、そうした要求の結果、わいせつの目的で16歳未満の人と実際に面会する行為を、それぞれ処罰するものです。また、③は、16歳未満の人に対して、自身の性的な写真・動画を撮影して送信するよう要求する行為を処罰するものです。

なお、これらの罪は、若年者の性被害を未然に防止するために設けられたものですが、②の面会の結果、16歳未満の人に対して実際に性的な行為をした場合は、不同意性交等罪や不同意わいせつ罪が成立し、③の要求の結果、実際に16歳未満の人に自身の性的な写真・動画を送信させた場合にも、不同意わいせつ罪やいわゆる児童ポルノ処罰法違反の罪等が成立し得ることとなります。

【4】 性的な画像の盗撮は「撮影罪」です！

次の行為をすると、「**撮影罪**」・「**提供罪**」として処罰されます。

- ① 正当な理由なく、人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する
- ② 正当な理由なく、16歳未満の子どもの性的な部位・下着などを撮影する(※)
- ③ ①・②で撮影した画像を人に提供する

(※) 相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

近時、スマートフォン等を用いた下着等の盗撮事案などが多数発生しており、その被害は深刻なものとなっています。性的姿勢撮影等処罰法は、こうした行為に厳正に対処できるようにするため、新しく制定された法律です。

この法律では、人の性的な部位や身に付けている下着などを撮影する行為のうち、正当な理由なく、ひそかに撮影する場合(①)のほか、撮影の対象者が【1】で述べたような状態、すなわち、そこで列挙されている行為・

事由が原因となって、「同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態」で撮影する場合について、「撮影罪」として処罰することとされています。また、16歳未満の人を対象として、正当な理由なく撮影行為が行われた場合(②)には、その人の同意の有無にかかわらず、同様に、「撮影罪」が成立します。さらに、こうした行為によって撮影された写真・動画を人に提供したり(③)、インターネット上にアップロードした場合も処罰の対象となります。

【5】 性犯罪の公訴時効期間が延長されました！

時効期間は、被害に遭った時(18歳未満の場合は18歳になった時)から、

- ① 不同意性交等致傷罪など…20年
- ② 不同意性交等罪など…15年
- ③ 不同意わいせつ罪など…12年 になりました。

性犯罪は、一般的に、その性質上、被害申告が難しいことなどから、被害が潜在化しやすいといわれています。そこで、今般、刑事訴訟法が改正され、性犯罪についての公訴時効期間が延長されました。

具体的には、性犯罪についての公訴時効期間が、改正前からそれぞれ5年ずつ延長され、①から③までのと

おりの期間となりました。また、被害者が18歳未満である場合には、その者が18歳に達する日までの期間に相当する期間について、更に公訴時効期間が延長されることとなりました。これにより、例えば、18歳未満の時に不同意性交等罪の被害に遭った場合、33歳に達する日まで公訴時効は完成しないこととなります。

今回の改正には、ほかにも様々なものがあります。
詳細は法務省のホームページを御覧ください。

URL

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html



男女共同参画推進連携会議におけるチーム活動報告

男女共同参画推進連携会議（以下「連携会議」という。）では、議員の任期ごとに、男女共同参画推進に関する個別のテーマ・課題に応じたチームを構成し、具体的、実践的活動を行っています。2021年8月から2023年8月までの2年間は、「業界における女性の活躍促進」チームと「若年層に対する性暴力の防止・啓発」チームが活動しました。ここでは、両チームの活動状況について報告します。

内閣府男女共同参画局総務課

「業界における女性の活躍促進」チーム

「業界における女性の活躍促進」チームは、第5次男女共同参画基本計画の女性の登用目標等を踏まえ、特に経済分野におけるジェンダーギャップを埋めるために、連携会議に参画する様々な業界がそれぞれの課題に対して連携して行動を起こすことを目指し、活動を開始しました。

具体的な活動としては、①メディア業界トップへのインタビュー、②個別業界への提言を行いました。

・メディア業界トップへのインタビュー

女性活躍やジェンダー平等に関する社会的な影響力の大きさも鑑みて、(一社)日本新聞協会、日本放送協会、(一社)日本雑誌協会、(一社)日本民間放送連盟のトップにインタビューを行いました。

インタビューアーは連携会議 有識者議員であるアキレス美知子氏(三井住友信託銀行取締役)、林香里氏(東京大学理事・副学長)、山田久氏(株式会社日本総合研究所副理事長(当時))が務めました。

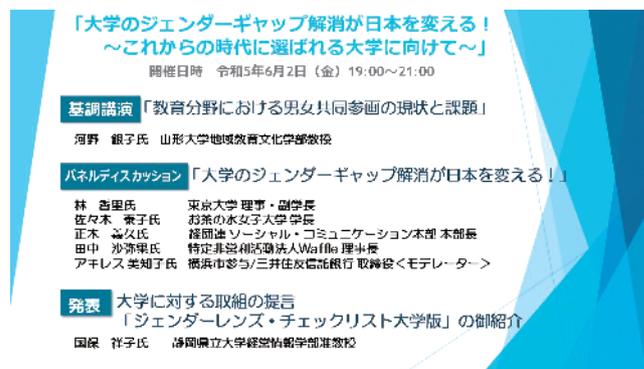
インタビューでは、新卒採用の女性比率の高まりや女性の継続就労年数の長期化など大きな変化がありつつも、役員・管理職における女性の少なさなど、メディア業界における課題や、その解決のための、データに基づく現状把握と同業他社を巻き込んだ取組などについて、お話を伺いました。

各インタビューの詳細な内容は本誌2022年10月号、11月号、12月号、2023年1月号に掲載されていますのでぜひ御一読ください。

・個別業界への提言

教育業界、中でも大学に焦点をあて、大学における女性教員比率の低さの解決に向け、関連文献の調査や大学の経営層やダイバーシティ担当者への聞き取りを踏まえ、個々の大学内で女性活躍の進捗状況を数値で把握するための「ジェンダーレンズ・チェックリスト(大学版)」を開発しました。

また、経済団体、NPOの協力も得ながらオンラインフォーラム「大学のジェンダーギャップ解消が日本を変える！」(2023年6月2日(金))を開催し、前述のチェックリストの活用も含め、大学におけるジェンダーギャップ解消の方策について議論しました。



さらに、チームの有志メンバーにより「大学教育環境におけるジェンダー平等推進のための提言」を公表し、これまでの活動から把握できた大学の課題、課題解決のための具体的な提案を行いました。

いずれの活動についても、男女共同参画局ホームページで御確認いただけます。また、オンラインフォーラムは、男女共同参画局公式YouTubeにて期間限定で公開中です。ぜひ御視聴ください。

リンク

「ジェンダーレンズ・チェックリスト (大学版)」はこちら

URL https://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/team/WEPs/economic_r04_3.html



オンラインフォーラム「大学のジェンダーギャップ解消が日本を変える!」の配信はこちら

URL <https://www.youtube.com/watch?v=bkeqt-JnRm4>



「大学教育環境におけるジェンダー平等推進のための提言」はこちら

URL https://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/team/WEPs/economic_r05_1.html



「若年層に対する性暴力の防止・啓発」チーム

若年層に対して性暴力の防止・啓発を行うための手段について議論を行い、今期は啓発動画を作成し、SNSでの配信を行うこととしました。

・啓発動画の作成

若年層の考えを取り入れるため、御茶の水美術専門学校の学生に映像制作を依頼いたしました。

制作にあたっては、連携会議 有識者議員である長島美紀氏が所属している(公財)プラン・インターナショナル・ジャパンにも協力をいただき、学生に対して性暴力とは何か、日本で起こっている性暴力の現状についてレクチャーを行うとともに、チームとして若年層に訴えたい内容を説明しました。それらを踏まえて学生自身から、動画の中で取り上げるテーマ、話の展開、映像について提案をいただき、ブラッシュアップを行いながら映像制作を進め、以下の4本の動画を作成いたしました。

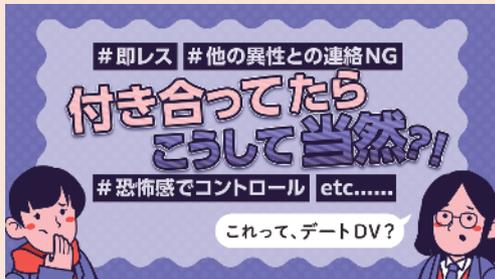
動画はすべて、内閣府男女共同参画局の公式YouTubeチャンネルに掲載しておりますので、ぜひ御視聴ください。

「内閣府男女共同参画局の公式YouTubeチャンネル」はこちら

URL <https://www.youtube.com/@user-pz4vy8wf5i>



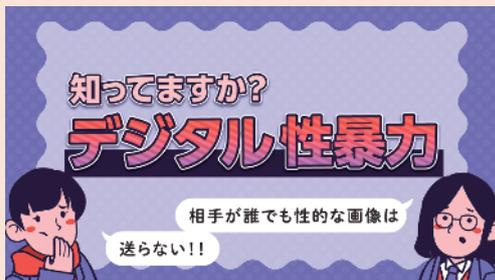
1. これってデートDV?



2. 知ってますか?男性の性被害



3. 知ってますか?デジタル性暴力



4. もしも性被害を相談されたら?



「パープル・ライトアップ」実施団体募集

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

女性に対する暴力をなくす運動「パープル・ライトアップ」実施団体を募集しています

毎年11月12日から25日までの2週間、女性に対する暴力の問題に関する取組を強化するため、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しています。

運動期間には、全国のランドマーク等を紫色にライトアップする「パープル・ライトアップ」を実施します。

このパープル・ライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。」というメッセージが込められています。

毎年、運動期間中に、この趣旨にご賛同いただいた全国のタワーや商業施設、お城などでも、パープル・ライトアップを実施していただいています。より多くの方にこのメッセージを届けられるよう、全都道府県でできるだけ多くのランドマーク等がライトアップされることを目指しています。

地方公共団体、企業、学校、団体、その他幅広い方々からのご協力をお待ちしています。募集ページをご覧ください、実施をお願いいたします。



令和4年度のパープル・ライトアップの様子
令和4年度は、全国47都道府県、約380カ所以上の施設で実施いただきました。

募集ページはこちら

URL

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/index.html



G7広島をジェンダーの観点から改めて振り返る

外務省総合外交政策局女性参画推進室

既に「共同参画」の6月号においてG7の様子は紹介されていますが、今回は首脳コミュニケとジェンダー平等アドバイザー評議会 (GEAC) の活動を中心にをご紹介します。

ネクサス(nexus) でジェンダー主流化の促進を～ G7 首脳コミュニケより～



出典：G7広島サミットホームページ

あらゆる分野の政策にジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー主流化」が国際的な潮流となっています。他方で、世界の国々がジェンダー平等を達成するには未だ長い道のりが必要とされています。ジェンダー平等を実現させるためには、どうしたらよいでしょうか。

開発、気候変動、平和・安全保障、防災、教育、投資等、一時期に比べると、ジェンダーの視点は様々な政策に取り入れられるようになってきました。他方で、ジェンダーの視点が各分野で断片的に取り上げられるだけでは、その効果は薄くなってしまっているのではないのでしょうか。そこで、本年のG7広島首脳コミュニケでは、政治・安全保障や経済、また、社会といった各分野で行われている様々な政策を「ネクサス」という観点から有機的に結びつけ、包括的・総合的な政策を行うことで、ジェンダー主流化をさらに進めていくべきではないかという考え方を提唱しました（「ネクサス(nexus)」は、「つながり」や「結びつき」を意味します。）。

「G7ファクトシート：ネクサス・アプローチを通じたジェンダー主流化の促進」には、こうしたアプローチの具体的な事例や好事例がありますので、是非ご覧ください。



G7広島サミットの各種文書・資料についてはこちらをご覧ください。

URL

<https://www.g7hiroshima.go.jp/documents/>



英語原文

URL

https://www.g7hiroshima.go.jp/documents/pdf/session2_01_en.pdf



日本語仮訳

URL

https://www.g7hiroshima.go.jp/documents/pdf/session2_01_jp.pdf



GEACによる提言

ジェンダー平等アドバイザー評議会 (GEAC) は、2018年、ジェンダー平等に関しG7プロセスにおいて助言を行うことを目的に設立されました。日本議長国下においても、G7や国際機関から、ジェンダー分野で活躍する14名の委員が招集され（議長は白波瀬佐和子東京大学教授）、5月8日には資金、教育、平和構築及びデータの4つを柱とする提言サマリーが岸田総理大臣に手交されました。

詳細はこちらをご覧ください。

URL

https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page4_005878.html



写真提供：内閣広報室

GEACは現在も精力的に活動を続けており、年末には報告書が完成する予定です。

フリーランス・事業者間取引適正化等法が公布

配送・配達やデザイン・コンテンツ制作など多様な業種で、フリーランスとして働く方が増えています。一方、フリーランスは「個人」、つまり、従業員を雇用せず一人で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすくなります。そのため、「報酬が支払われない」「一方的に仕事内容を変更される」等のトラブルの増加が問題となっていました。

こうした状況を改善し、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事できる環境を整備するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)」が5月12日に公布されました。

この法律は、以下を目的としています。

①フリーランスの方と企業等の発注事業者との間の取引の適正化

②フリーランスの方の就業環境の整備

具体的には、発注事業者に対して、①の観点から、仕事を発注した際の取引条件の明示や成果物の受領から原則60日以内での報酬の支払いを義務付けるとともに、受領拒否や報酬減額等を禁止事項とするほか、②の観点から、育児介護等との両立への配慮やハラスメント対策のための相談体制の整備などを義務付けることとしています。

この法律は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとしています。また、発注事業者の義務の具体的な内容等についても、今後、政省令や指針等で定めることとしています。

法律の概要等について、詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

フリーランスの取引に関する新しい法律ができました

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に公布されました。2024年秋頃までに施行予定です。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、
①フリーランスの方と企業などの発注事業者との間の取引の適正化 と
②フリーランスの方の就業環境の整備
を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を手先に取引をしている」といった方も含まれますが、この法律における「フリーランス」には該当しません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

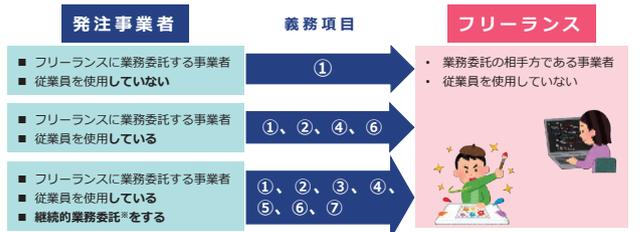


- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 【従業員】には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まないこととしており、具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」を「従業員」とすることを想定しています。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

内閣官房 | 公正取引委員会 | 中小企業庁 | 厚生労働省

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



※継続的業務委託：一定の期間以上行う業務委託のこと。具体的な期間については、今後、政令で定められる予定です。

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと 例えば、フリーランスに責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らないこと」、「発注時に決めた報酬額を後で減額すること」、「発注した物品等を受け取った後に返還すること」などが禁止されます。
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申し出に応じて必要な配慮をしなければならないこと 例えば、「フリーランスが妊娠検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を短縮する」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにする」といった対応が想定されます。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講ずること 例えば、「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」、「ハラスメントに関する相談の担当者を決める」、「ハラスメントが発生した場合には、迅速に事実関係を把握する」などの対応が想定されます。
⑦ 中途解除等の事前予告	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

- この法律は、2024（令和6）年秋ごろまでの施行を予定しており、従業員の種類や継続的業務委託の具体的な期間、発注事業者の義務の具体的な内容などは、施行までの間に、政省令・告示などで定められる予定です。
- 詳細な法律の内容については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省
までお問合せください。



詳細は厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html



令和5年度「女性関連施設相談員・相談事業担当者研修」(基礎研修) 実施報告について

国立女性教育会館(NWEC)では、6月20日~7月18日にかけて、「女性関連施設相談員・相談事業担当者研修」(基礎研修)を実施しました。本研修は、オンラインによる基礎的な知識・技能を学習する基礎研修と、対面による相談事業のマネジメント等の応用を学ぶステップアップ研修に分けてプログラムを提供しました。

基礎研修は、651名が受講し、オンデマンド動画の視聴やワークを通して、ジェンダーの視点に立って相談者を理解するために必要な力を養いました。また、相談から見えるニーズを事業や施策に反映させ、地域の課題解決を進めるために必要なスキルを学ぶ研修となりました。

さらに7月14日には、希望者を対象としたオンライン情報交換会を開催し、相談対応や人材確保などの日頃の運営上の悩みやSNS相談、男性相談など新たな課題への対応をテーマに活発な情報交換が行われました。

最後に

- 相談者は多くの場合、長期の心身へのダメージから混乱していたり、本来の力を十分に発揮できない状態
- 相談員の役割は、問題解決に向けて、数多くの高いハードルを乗り越えるための「伴走者」になること
- 相談者も相談員も「一人で抱え込まない」
 - ・ ・ ・ 問題解決には人とつながること、社会とつながること**個人と社会をつなぎ直すのがソーシャルワーク！**
そのための連携！



特集の一つ目では「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」について取り上げさせていただきました。こどもの性被害は潜在化しやすいという特徴があることを認識し、周囲の大人が適切な対応を取れるように知識を身につけておくことが重要だと改めて感じました。記事の中でご紹介している、保護者や周りの大人が身に付けることが望ましい知識をまとめたパンフレットは、ぜひホームページより皆様にご確認いただきたいです。

また、「性犯罪に関する法改正等について」の特集ページでは改正のポイントをまとめています。こちらは、巻頭に掲載している山本氏からのメッセージと合わせてお読みいただき、「あなたは悪くない」と示すことができる社会について、一緒に考えていければと思います。

【編集員W】

詳細は、こちらをご覧ください。

URL https://www.nwec.jp/event/training/g_soudan2023.html



Kyodo-Sankaku

月刊総合情報誌
「共同参画」9月号

 <https://www.gender.go.jp>

 <https://www.facebook.com/danjokyodosankaku>

第170号 編集・発行	2023年9月11日発行 内閣府 〒100-8914 東京都千代田区 永田町1-6-1 内閣府男女共同参画局 総務課
電話	03-5253-2111 (代)
印刷	株式会社丸井文社
表紙デザイン	株式会社パットンファイヴ

性的な被害、ひとりで悩んでいませんか？

服を脱がされた

下着姿や裸の写真、
動画を撮られた、
送るよう要求された

飲み物に薬を入れられ、
気づいたら性行為を
されていた

水着で隠れる部分
(プライベートゾーン)を
触られた

痴漢にあった



あなたは何もわるくありません。相談できる場所があります。

電話で相談

性犯罪・性暴力
被害者のための
ワンストップ支援センター

はやくワンストップ

#8891

性犯罪被害
相談電話(警察)

ハートさん

#8103

チャットで相談



キュアタイム

性犯罪・性暴力とは



内閣府
男女共同参画局

デートDVって？ 交際相手からの暴力のことを「デートDV」といいます。

「デートDV」には
さまざまな種類が
あります。

- なぐる・たたく・ける
- 相手が望まない性的な行為をする
- 嫌がっているのに下着姿や裸を撮影する
- 友だちと会うのを嫌がる・やめさせる
- 「別れるなら死ぬ」と言って、別れるのを嫌がる
- 大声で怒鳴る・バカにする
- 長時間無視をする
- デートのお金をまったく払わない

友人にも教えてあげてください！ 交際相手からの暴力は、自分で解決するのは難しい問題です。相談してください。

電話で相談

DV相談ナビ

は れ れ ば
#8008

警察相談専用電話

#9110

チャットで相談



DV相談プラス

デートDVとは



内閣府
男女共同参画局